

はじめに——教師への信頼をとり戻す

はじめに

東京都教育委員会は二〇〇三年十月二十三日、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について」と題する通達を全都立学校に出した。この通達のもとに、二〇〇四年三月より多くの教師が処分されていた。

教育基本法第十条「教育行政」では、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」と定めている。続けて第二項で、「教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」と明記している。教育委員会による教育行政は、あくまでも諸条件の整備確立である。それは「教育勅語」によって、天皇制国家主義の徳目を学ぶように命じた戦前の教育行政への深い反省に立っていた。

教育基本法を無効とし、憲法第十九条「思想及び良心の自由」をも認めない「10・23通達」に対

し、東京都の教師たちは「国歌斉唱義務不存在確認等請求」、いわゆる「予防訴訟」を起こした。裁判中も都教委は職務命令違反を理由とする処分を止めず、大量処分が続いた。それに対して、処分取消請求が二〇〇七年二月（第一次、百七十三名）、同年九月（第二次、六十七名）に提訴された。

私は予防訴訟において「君が代」強制の一連の教育行政が教師たちの精神にどのような影響をもたらしているか、精神医学的意見書の作成を求められ、東京地裁に提出。二〇〇六年九月二十一日、東京地裁は原告教師たちの訴えを認め、憲法十九条および教育基本法十条に違反すると判決した。そのうえで、「国旗に向かつて起立し、国歌を斉唱するか否か、ピアノ伴奏をするか否かの岐路に立たされたこと、あるいは自らの思想・良心に反して本件通達及びこれに基づく各校長の本件職務命令に従わされたことにより、精神的損害を被ったことが認められる」とし、「これらの損害額は、前記違法行為の態様、被害の程度を総合考慮すれば、一人当たり三万円を下らないものと認定するのが相当であり、当該判断を覆すに足る証拠は存在しない」と命じた。

続いて二〇〇八年六月、私は、東京都の「懲戒処分取消等請求事件」弁護団（担当、澤藤統一郎、白井剣、平松真二郎弁護士ら）より、東京都における「日の丸・君が代」の強制に関連した懲戒処分が、教師たちの精神状態や職業倫理にどのような影響をもたらしているか、精神医学的見地からの診察意見書を求められた。そこで私は四日間をわたって上京し、その日に都合のついた（とくに選んだわけではない）十三人の原告を面接し、意見書を作成。二〇〇九年二月十八日、東京地裁で証言した。

本書は、この意見書を編集したものである。

●

広島県東部、県立世羅^{せら}高等学校の石川敏浩校長が、広島県教育委員会の辰野裕一教育長に「君が代」斉唱実施を執拗に強制され、自殺したのは一九九九年二月であった。石川校長の自殺について、のちに私は検証にあたった。以来、理不尽な命令教育行政に苦しむ多数の先生の話を聞き、面接、調査して意見書を書くようになった。自殺した教師遺族の相談助言も少なくない。広島県尾道市における民間人校長、慶徳和宏さんの自殺についても、広島県教職員組合より調査を求められ、直後より真相究明にあたった。のちに石川校長も、慶徳校長も、公務災害が認められている。さらに、東京都の増田都子さん（中学、社会科教師）、福岡陽子さん（音楽）、佐藤美和子さん（音楽）、根津公子さん（家庭）、河原井純子さん（養護）、そして予防訴訟と処分取消の集団訴訟について、私は精神医学的意見書を作成してきた。すでに十年、ここまで教育問題にかかわるとは、当初思いもよらなかったことである。

政治（教育行政）によって教師が抑圧され、心身ともに苦しんでいる。この社会問題への関与は、精神病理学と社会精神医学の課題である。ペイシエント（耐え忍ぶ人）とは個人として苦しんでいる

人だけでなく、その社会において苦しんでいる人である。個人の苦しみを分析していても、社会病理は見えてくる。ましてや、訪ねてくるペイシエントを診察室で待つことから一步踏みだし、出かけていって社会のなかで人間を抑圧するものを調べれば、それまで矮小化されていた問題がはっきり見えてくる。子どもとともに生きようと決めて教職を選んだ有為の人びとを抑うつ状態にするのは、個人の素質ではなく、個人にかかる理不尽な圧力である。こうしてこの十年間、頼まれるままに、「日の丸」「君が代」強制によって苦しむ教師たちの精神医学にかかわってきた。

この間の論考は、『させられる教育——思考、途絶する教師たち』（二〇〇二年六月・岩波書店）、続いて『子どもが見ている背中——良心と抵抗の教育』（二〇〇六年十月・岩波書店）にまとめられている。主として『させられる教育』では教育行政の悪行が書かれ、『子どもが見ている背中』では苦しむ教師の精神状態が分析されている。政治を変えねばならない、文部科学省の政策を変えないかぎり、教師たちの精神状態はよくなるらない。私は上記二冊を書いて、新たに述べることはないと思っただ。

しかし東京都立高校の先生たちの面接を終え、もう一度、人はいかにして教師になるのか、世の親たち知ってほしいと思うようになった。戦後の日本では、教師を否定的に評価する言説が一般化している。教育勅語を廃止された保守支配層が、妄執をいだいて教師および日教組を攻撃してきた。高度経済成長が止まると、人びとの不満のはげ口、公然と悪口を言える対象として、教師およ

び日教組は使われてきた。支配層が貧しい庶民を騙し、怒りを政府に向けさせないための装置とされてきた。先の衆議院議員選挙でも、あいかわらず自民党は新聞の一面広告で、「日本を壊すな」として「偏った教育の日教組に、子供たちの将来を任せてはいけない」と叫んでいた。教育政策は政府・文科省が出すのであり、教職員組合が「偏った教育」をおこなえるわけがない。「子供たちの将来を任せ」られることも、制度上ありえない。こうして最後まで意味不明の罵声を残して、自民党は潰えていった。



私たちは、このような妄執からいかげんに脱却しなければならない。多数の優秀な青年を試験によって教員に採用したのは、文科省に管理された各都道府県・政令指定都市の教育委員会である。気に入った者を採用しておいてすぐ、彼らは偏向している、能力がないと非難するのはおかしくないか。子どもの教育に直接あたる教師を、教育にたずさわっていない教育行政の管理者たちが非難するのは悪しきことである。それは会社人間の父親が、「おまえの教育が悪い」と言って妻を非難する関係に似ている。

人は信頼されることによって、自分の役割を自覚する。教師は子どもを信頼し、個々の子どもの

発達、可能性に感動しながら、教師であり続ける。にもかかわらず、教師を非難し、つねに何重にも管理し、使用人とみなして、どうして教育が成り立つのか。非難のなから、人間を信頼できる子どもが育つのか。

教師総体を罵る政治家、県知事は少なくない。彼らが口にする教育たるものは、受験の成績ではない。家庭環境に恵まれない子ども、障害をもった子ども、思春期の生き方に悩む子どもの教育について、選挙演説で述べる人を私は知らない。それら広範囲な教育については無知でもよい、教師たちが勝手にやるだろうと思っっているかのようにだ。

本書を読んで、教師を非難しながら教育をしてもらう愚に気づいてほしい。十三人の先生たちの生き方をおして、教師はいかにして教師になるのか、知ってほしい。教師への尊敬をとり戻してほしい、と願っている。

確かに働く意欲なく、管理職にすりより、生徒への暴力やセクハラをくり返す教師もいる。だが有為の青年をそんな中年に変えていったのは、教育行政であり、今日の学校文化にほかならない。それを変えるのは、まず教育に直接たずさわっている教師への尊敬、信頼である。私たちが教師を尊敬することによって、子どもたちは人間への信頼を育み、学校は楽しいところになり、教師は仕事に充実感をもつ。文部科学大臣、教育委員（とりわけ教育長）は教師への信頼を組織化できる人であればならない。教員の資質の充実、質の高い教育は、教育者への信頼から始まる。これまでは、

その逆がおこなわれてきたのである。しかも、信頼できない人びとを信頼しようと言っているのではない。十三人の先生の生き方は、私たちの無知をかならず教えてくれるだろう。

二〇〇九年九月

野田正彰

目次

はじめに——教師への信頼をとり戻す—— 3

人はいかにして教師になるのか—— 16

教師の成熟のプロセス／何が否定されたのか

教育観と強制

「障害」の意味を問う—— 22

教師をめざしたきっかけ／障害を抱える子どもたちとの出会い／「障害」の意味に気づく／否定された教育観
／身体が座って立てなかった／精神医学の視点から ●堀公博さん

「させる」のではなく—— 36

教師をめざしたきっかけ／従わせる教育からのスタート／引きだす教育への転換／ある男子生徒との出会い／
「立とう」と決心するが／人格が崩れていく恐怖／精神医学の視点から ●大能清子さん

歴史に学び、子どもに寄り添う—— 50

教師をめざしたきっかけ／地域社会から民主主義を考える／子どもの成長に寄り添う／中国帰国生徒との出会い／
老人たちの証言／教師の抗命義務／モノ扱いされた研修／精神医学の視点から ●田村茂さん(仮名)

生徒は見ている——67

小学校教員からのスタート／一人ひとり向きあう／抵抗感と自責感／職務命令後の苦しみ／生徒たちの問いかけ／精神医学の視点から

●千葉修さん(仮名)

II 体育教師たちの想い

主体的な生き方を願って——82

教師をめざしたきっかけ／「迫力先生」からの変化／管理と干渉と／苦しい日々から見えてきたもの／不起立のあと／精神医学の視点から

●伊藤悦子さん(仮名)

「性と人権」を伝えながら——93

都心の学校で「性」を教える／不登校の背景を考えるなかで／自分を、生徒を、偽れない／「それとこれとは話が別だ」／精神医学の視点から

●佐藤忍さん

一直線に仕事に生きて——104

ガキ大将が教師になるまで／激務の教頭時代／降格願いを申し出る／「国旗・国歌」の問題ではない／自分の生き方が否定されたのか／精神医学の視点から

●近藤光男さん

教師が病む学校とは——118

葛藤のプロセス／増えつつける病休者／投薬治療でうつ状態は改善するか

生徒と生きる

ぶつかり、議論し、生徒が決める——128

教師をめざしたきっかけ／荒れる学校での自治活動／文化祭で生徒の力を引きだす／アジアの歴史を伝える／「不問に付す」／「日の丸・君が代」に対する想い／通達、処分、強制異動／苦しみぬいて起立／採用拒否／精神医学の視点から

●樋口兼久さん

生徒が創る「最後の授業」——148

教師をめざしたきっかけ／生徒が問題を解決する／奪われた手づくりの卒業式／なぜ命令に従わなかったのか／終わらない苦しみ／精神医学の視点から

●横井正さん

伝え続けるということ——159

教師をめざしたきっかけ／定時制の生徒たちと／もの言わぬ職場／国際交流を続けるなかで／伝える自由／内心によって決まる処分とは／捨てられない希望／現場からはずされる恐怖／精神医学の視点から

●佐々木義介さん(仮名)

IV

喪うしなわれたものは何か

生物教師としての三十年——180

教師をめざしたきつかけ／三十年の教師生活／記憶と結びついた「日の丸・君が代」への想い／権利を守るとは
／だれのための儀式なのか／「授業よりも研修」なのか／非情な処分と採用拒否／ただ、ひとりの人間として／
精神医学の視点から

●福嶋常光さん

「考える社会科」に取り組んで——197

教師をめざしたきつかけ／考える力を育てる授業／授業への監視／「先生のために我慢して歌います」／精神医
学の視点から

●森和彦さん(仮名)

だれが「職の信用」を守るのか——208

影響を受けたふたりの先生／仕事観の転換／強制によって変わった国旗・国歌観／「職の信用」とは何か／現実
感の喪失／精神医学の視点から

●渡辺学さん(仮名)

君が代処分の教師像——223

どんな教師が立てなかったのか／君が代症候群

あとがき

233

年表資料

234

本文中の年齢・肩書きは二〇〇九年八月時点のものです。

15教指企第569号
平成15年10月23日

都立高等学校長殿
都立盲・ろう・養護学校長殿

東京都教育委員会教育長
横山 洋吉

入学式、卒業式等における 国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について(通達)

東京都教育委員会は、児童・生徒に国旗及び国歌に対して一層正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てるために、学習指導要領に基づき入学式及び卒業式を適正に実施するよう各学校を指導してきた。

これにより、平成12年度卒業式から、すべての都立高等学校及び都立盲・ろう・養護学校で国旗掲揚及び国歌斉唱が実施されているが、その実施態様には様々な課題がある。このため、各学校は、国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について、より一層の改善・充実を図る必要がある。

ついで、下記により、各学校が入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱を適正に実施するよう通達する。

なお、「入学式及び卒業式における国旗掲揚及び国歌斉唱の指導について」(平成11年10月19日付11教指高第203号、平成11年10月19日付11教指心第63号)並びに「入学式及び卒業式などにおける国旗掲揚及び国歌斉唱の指導の徹底について」(平成10年11月20日付10教指高第161号)は、平成15年10月22日限り廃止する。

記

- 1 学習指導要領に基づき、入学式、卒業式等を適正に実施すること。
- 2 入学式、卒業式等の実施に当たっては、別紙「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱に関する実施指針」のとおり行うものとする。
- 3 国旗掲揚及び国歌斉唱の実施に当たり、教職員が本通達に基づく校長の職務命令に従わない場合は、服務上の責任を問われることを、教職員に周知すること。

入学式、卒業式等における 国旗掲揚及び国歌斉唱に関する実施指針

1 国旗の掲揚について

入学式、卒業式等における国旗の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 国旗は、式典会場の舞台壇上正面に掲揚する。
- (2) 国旗とともに都旗を併せて掲揚する。この場合、国旗にあっては舞台壇上正面に向かって左、都旗にあっては右に掲揚する。
- (3) 屋外における国旗の掲揚については、掲揚塔、校門、玄関等、国旗の掲揚状況が児童・生徒、保護者その他来校者が十分認知できる場所に掲揚する。
- (4) 国旗を掲揚する時間は、式典当日の児童・生徒の始業時刻から終業時刻とする。

2 国歌の斉唱について

入学式、卒業式等における国歌の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 式次第には、「国歌斉唱」と記載する。
- (2) 国歌斉唱に当たっては、式典の司会者が、「国歌斉唱」と発声し、起立を促す。
- (3) 式典会場において、教職員は、会場の指定された席で国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する。
- (4) 国歌斉唱は、ピアノ伴奏等により行う。

3 会場設営等について

入学式、卒業式等における会場設営等は、次のとおりとする。

- (1) 卒業式を体育館で実施する場合には、舞台壇上に演台を置き、卒業証書を授与する。
- (2) 卒業式をその他の会場で行う場合には、会場の正面に演台を置き、卒業証書を授与する。
- (3) 入学式、卒業式等における式典会場は、児童・生徒が正面を向いて着席するように設営する。
- (4) 入学式、卒業式等における教職員の服装は、厳粛かつ清らかな雰囲気の中で行われる式典にふさわしいものとする。

人はいかにして教師になるのか

教師の成熟のプロセス

教師になる、とはどういうことだろうか。

私はそこにふたつの段階があると思う。

ひとつめは、文字どおり資格をとって教師という職業につく、という段階。子どもを教える仕事に何かのきっかけで関心をもった若者が、教職課程を修了し、各都道府県や政令指定都市の教員採用試験に合格し、採用され、学校現場での仕事につく。そこで教科をよりよく教えられるようになる、それが教師の仕事であると、若い先生は考える。一般的に、そう思われている。

しかし、単線的な経験の積み重ねで、ひとりの教師ができあがっていくわけではない。教師とは、子どもに知識を注入するための労働者でもなければ、最初から聖なる仕事を与えられている聖職者でもない。

一生懸命に教科を教えようとしてきたひとりの教師が、さまざまな問題を抱えながら生きる子ども

もたちと接するなかで、あるときひとつの課題につきあたる。子どもたちは学習過程のどこで、なぜ、つまずくのか。困難な生活環境に生きる彼らとどんな関係をつくれればいいか。彼らはどんな思考力を、またこの社会で生きる力をどう身につけていけばよいか。そうしたことを考える道程から、それまでもっていた自身の教育観が壊される。

そこから一人ひとり、確かな子ども像と対になった教師像をつかみとっていく過程に、「教師になる」ということの第二の段階がある。教育学に並んでいた借りものの教師像を捨て、教師という生き方に魂が入るときである。

その過程にはいろいろな体験がある。

たとえば、荒れた学校に勤め、思春期の子どもたちの性の問題に直面したり、彼らの自己評価の低さに直面したりするなかで、子どもたちの生きざまや彼らのおかれている環境について考え、それを教育実践に生かしていく、という過程をたどる人もいる。

養護学校（現・特別支援学校）に勤め、知的・身体的な障害をもつ子どもたちとかわるなかで、一人ひとりの家庭の問題や彼らの可能性を阻んでいる社会のあり方をともに考え、教育とは何かを発見していく人もいる。

共通しているのは、子どもたちが対等な人間関係を築けるように支援し、教師もまたその関係に入っていくことによって、個々の子どもの可能性がひらかれていく、という発見である。そのとき、

「生きていくためにはさまざま障害もあるが、自分なりに考え、判断し、人との横のつながりをつくりながら生きてほしい」という思いが子どもにも伝わっている。

それが教師になるということであり、教師としての倫理を確立していくプロセスである、と思う。

何が否定されたのか

本書で報告する十三人の先生たちはみな、強制と命令によって進行する教育行政のなかで、自身の獲得してきた職業倫理を打ち碎かれたという強い喪失感をもっている。その喪失感が精神的な苦痛を呼び、身体的な症状になってあらわれている。いずれも、二十年、三十年にもわたる教師生活のなかで職業倫理を確立してきた人たちである。

彼らの多くが、東京都教育委員会による「10・23通達」——「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について」（二〇〇三年十月二十三日）——が出されたとき、以前から進行していた教育行政への不安が、この通達で現実化した、という受けとめ方をしている。子どもとのかかわりのなかで教育の営みをする、その基本がしだいに蝕まれ解体されていくという不安を抱いていたところへ、「10・23通達」が出された。強制と命令によって、教師としての倫理の解体が進行する。この「解体」とは、強いられる側にとっては理念の「喪失」である。

命令によって教育は成り立つか。教師が教室へ入っていき、生徒に「これをしなさい」と命じることで教育が成り立つのであれば、それはだれでもできる。しかし、教育というのは、個々の子どももの思いや環境の全体を理解しつつ、子どもと納得しあいながら進行していく営みであるはずだ。範を示すとは、そういうことだ。

式典時に立つか、立たないかだけで、教師がふるいわけられる。そのことに耐えられない教師たちがいる。精神的自由の喪失を感じ、耐えられず、心身を傷つける教師こそが、今日の教育を支えてきたのである。

君が代の流れるたった四十秒をなぜやりすぎせないのか、起立斉唱が嫌でも「ふり」をすればいいではないか、と言う人が少なからずいる。それは、若者が教師を志し、経験を積んで教育の本質を知るに至る二段階のプロセスに対して、無知であることを示している。

これはかつて君が代斉唱時の起立・不起立だけの、また学校教育だけの問題ではない。私たちの社会全体が、個々の人間の倫理に価値をおかなくなっているからではないのか。

恣意的な価値がそのときどきの強者の意思に応じて押しつけられ、教師はそれに従わされる。それで教育が成り立つと思ひ込むような社会は、早晩、人間としての倫理の解体をも容認するようになるだろう。教師たちの苦悩は、そのことを問いかけている。